

議案第87号

三朝町簡易水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり三朝町簡易水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月8日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町簡易水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例

（三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 三朝町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（水道事業の設置）</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、<u>上水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給事業（以下「水道事業」という。）</u>を設置する。</p> <p><u>（地方公営企業法の全部適用）</u></p> <p><u>第1条の2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、簡易水道事業及び飲料水供給事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>水道事業の規模は、次のとおりとする。</u></p>	<p>（水道事業の設置）</p> <p>第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、<u>水道事業</u>を設置する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>給水区域は、三朝町の区域内とする。</u></p>

(1) 上水道事業

ア 給水区域 別表第1に定める給水区域

イ 計画給水人口 6,000人

ウ 1日最大給水量 7,200立方メートル

(2) 簡易水道事業及び飲料水供給事業

ア 給水区域 別表第2に定める給水区域

イ 計画給水人口 4,559人

ウ 1日最大給水量 922立方メートル

(組織)

第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないこととし、管理者の権限は、町長（以下「管理者」という。）がこれを行うものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、建設水道課を置くことができる。

(特別会計)

第4条 法第17条ただし書及び令第8条の4の規定により、水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 管理者は、水道事業に関し、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2・3 略

附 則 略

別表第1（第2条関係）

上水道事業の給水区域

三朝町大字余戸、片柴、砂原、三朝、山田、横手、大瀬、本泉、今泉、森、鎌田、吉田、西尾（波伯山地区に限る。）、牧（恩鳥を除く。）

別表第2（第2条関係）

簡易水道事業及び飲料水供給事業の給水区域

3 給水人口は、12,000人とする。

4 一日最大給水量は、7,200立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないこととし、管理者の権限は、町長（以下「管理者」という。）がこれを行うものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、水道課を置くことができる。

第4条 削除

(業務状況説明書類の作成)

第8条 管理者は、水道事業に関し、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2・3 略

附 則 略

名称	給水区域
神倉簡易水道	神倉（丹戸を除く。）
東小鹿簡易水道	東小鹿（井手ノ原を除く。）
湯谷簡易水道	湯谷
曹源寺簡易水道	曹源寺
穴鴨簡易水道	穴鴨
加谷簡易水道	加谷
木地山簡易水道	木地山
下西谷簡易水道	下西谷、上西谷
下谷簡易水道	下谷、福田
下畑簡易水道	下畑
中津簡易水道	中津
田代簡易水道	田代
助谷簡易水道	助谷
久原簡易水道	久原
高橋簡易水道	高橋、東小鹿（井手ノ原に限る。）、岩本、井土の一部
西小鹿簡易水道	西小鹿
坂本簡易水道	坂本
小河内簡易水道	小河内
笏賀飲料水供給施設	笏賀
吉尾飲料水供給施設	吉尾
大柿飲料水供給施設	大柿、牧（恩鳥に限る。）
大谷飲料水供給施設	大谷
井土飲料水供給施設	井土
鉛山飲料水供給施設	鉛山
俵原飲料水供給施設	俵原
三徳山飲料水供給施設	三徳山
三軒屋飲料水供給施設	三軒屋
福本飲料水供給施設	福本
恩地飲料水供給施設	恩地
実光飲料水供給施設	実光
合谷飲料水供給施設	合谷
柿谷飲料水供給施設	柿谷、太郎田
吉原飲料水供給施設	吉原、成
赤松飲料水供給施設	赤松
福山飲料水供給施設	福山

（三朝町水道事業給水条例の一部改正）

第2条 三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように

改正する。

改正後	改正前								
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、<u>上水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給事業</u>（以下「水道事業」という。）の給水について料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の<u>4種類</u>とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>営農用水栓 不特定の者が営農等に共同で使用するもの</u> (4) <u>私設消火栓 消火の用に供するもの</u></p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第15条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を<u>置くことができる</u>。</p> <p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、第17条第1項ただし書の規定を除くほか、全て口径別料金とし、別表第2及び別表第3に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>別表第2（第24条関係） <u>上水道事業の給水料金表</u> 1口当たり</p> <table border="1" data-bbox="236 1998 820 2038"> <tr> <td>口径</td> <td>基本水量</td> <td>基本料金</td> <td>超過料金（1立</td> </tr> </table>	口径	基本水量	基本料金	超過料金（1立	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、<u>水道事業</u>の給水について料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 <u>水道事業の給水区域は、次の区域とする。</u> <u>三朝町大字余戸、片柴、砂原、三朝、山田、横手、大瀬、本泉、今泉、森、鎌田、吉田、西尾（波伯山地区に限る。）</u>、牧（恩鳥を除く。）</p> <p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の<u>3種類</u>とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>私設消火栓 消火の用に使用するもの</u></p> <p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第15条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を<u>置かなければならない</u>。</p> <p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、第17条第1項ただし書の規定を除くほか、全て口径別料金とし、別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>別表第2（第24条関係） <u>給水料金表</u> 1口当たり</p> <table border="1" data-bbox="858 1998 1442 2038"> <tr> <td>口径</td> <td>基本水量</td> <td>基本料金</td> <td>超過料金</td> </tr> </table>	口径	基本水量	基本料金	超過料金
口径	基本水量	基本料金	超過料金（1立						
口径	基本水量	基本料金	超過料金						

ミリメートル	立方メートル	円	方メートルにつき) 円	ミリメートル	立方メートル	円	1立方メートルにつき 円
略				略			

別表第3 (第24条関係)

簡易水道事業及び飲料水供給事業の給水料金表
1口当たり

口径	基本水量	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
ミリメートル	立方メートル	円	円
13	10	700	120
20	20	2,000	135
25	25	3,200	135
30	30	4,400	135
40	40	6,200	135
50	50	10,100	135

営農用水栓については、給水料金は徴収しない。

(三朝町特別会計設置条例の一部改正)

第3条 三朝町特別会計設置条例(昭和39年三朝町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>三朝町国民健康保険事業 特別会計</td> <td>国民健康保険事業 特別会計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	三朝町国民健康保険事業 特別会計	国民健康保険事業 特別会計	略		<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>三朝町簡易水道事業特別 会計</td> <td>簡易水道事業</td> </tr> <tr> <td>三朝町国民健康保険事業 特別会計</td> <td>国民健康保険事業 特別会計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	三朝町簡易水道事業特別 会計	簡易水道事業	三朝町国民健康保険事業 特別会計	国民健康保険事業 特別会計	略	
三朝町国民健康保険事業 特別会計	国民健康保険事業 特別会計										
略											
三朝町簡易水道事業特別 会計	簡易水道事業										
三朝町国民健康保険事業 特別会計	国民健康保険事業 特別会計										
略											
<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。</p>	<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。</p>										

			三朝町簡易水道事業特別会計	簡易水道使用料、簡易水道事業収入、国県支出金、一般会計繰入金、分担金、町債その他の諸収入金	簡易水道管理費並びに簡易水道の新設、改良事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出金
三朝町国民健康保険事業特別会計	国民健康保険税、国県支出金、診療所事業収入、一般会計繰入金その他の諸収入	国民健康保険の事業費、診療所運営費、一時借入金の利子その他の諸支出金	三朝町国民健康保険事業特別会計	国民健康保険税、国県支出金、診療所事業収入、一般会計繰入金その他の諸収入	国民健康保険の事業費、診療所運営費、一時借入金の利子その他の諸支出金
略			略		

(三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成6年三朝町条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(排除汚水量の認定)</p> <p>第11条の2 排除汚水量は、次の各号に定めるところにより認定する。</p> <p>(1) 水道水(三朝町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年三朝町条例第10号)に基づく簡易水道事業及び飲料水供給事業の水道水をいう。)を使用する場合は、水道の使用水量</p> <p>(2) 略</p>	<p>(排除汚水量の認定)</p> <p>第11条の2 排除汚水量は、次の各号に定めるところにより認定する。</p> <p>(1) 水道水(三朝町簡易水道等給水条例(平成9年三朝町条例第7号)に基づく水道をいう。)を使用する場合は、水道の使用水量</p> <p>(2) 略</p>

(三朝町基金条例の一部改正)

第5条 三朝町基金条例(平成21年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
18	三	年度間	三朝町	三朝町介介護保	18	三	年度間	三朝町	三朝町介介護保

朝町 介護 保険 財政 調整 基金	における 財源の調 整を、も つて三朝 町介護保 険財政の 健全な運 営に資す ること。	介護保 険事業 特別会 計歳入 歳出予 算に定 める額	護保 険事 業特 別会 計歳 入歳 出予 算に 計上 して 当該 基金 に積 立て	事 業 の運 営上 必要 があ ると 認め るとき。	朝町 介護 保険 財政 調整 基金	における 財源の調 整を、も つて三朝 町介護保 険財政の 健全な運 営に資す ること。	介護保 険事業 特別会 計歳入 歳出予 算に定 める額	護保 険事 業特 別会 計歳 入歳 出予 算に 計上 して 当該 基金 に積 立て	事 業 の運 営上 必要 があ ると 認め るとき。
19 略					19 三朝町簡易水道施設等の改修基金				
20 略					20 略				
21 略					21 略				
(備考) 略					(備考) 略				

(三朝町町営事業等分担金徴収条例の一部改正)

第6条 三朝町町営事業等分担金徴収条例(昭和39年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分担金を徴収する事業の範囲)</p> <p>第2条 この条例によって分担金を徴収することができる事業の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>(分担金を徴収する事業の範囲)</p> <p>第2条 この条例によって分担金を徴収することができる事業の範囲は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>水道法(昭和32年法律第177号)に基づいて町が行う簡易水道事業(以下「水道事業」という。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>

- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

別表（第3条関係）

事業	賦課対象者	賦課基準
1 給水事業	当該事業の施行により給水その他の利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
2 略		
3 略		
4 略		
5 略		
6 略		
7 略		
8 略		
9 略		

- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

別表（第3条関係）

事業	賦課対象者	賦課基準
1 水道事業	当該事業の施行により給水その他の利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
2 給水事業	当該事業の施行により給水その他の利益を受ける者	当該事業に要する経費から国又は県の補助金及び町債の額を除いた額を超えない範囲内
3 略		
4 略		
5 略		
6 略		
7 略		
8 略		
9 略		
10 略		

（三朝町簡易水道等給水条例の廃止）

第7条 三朝町簡易水道等給水条例（平成9年三朝町条例第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の三朝町水道事業給水条例の規定のうち簡易水道事業及び飲料水供給事業の料金に係る規定は、施行日以後最初の定例日後に計量した使用水量により算定する料金について適用し、同日以前に計量した使用水量により算定する料金については、第7条の規定による廃止前の三朝町簡易水道等給水条例の規定を適用する。
- 3 第3条の規定により三朝町簡易水道事業特別会計を廃止する際、同会計に属していた剰余金、債権、債務及びその他の資産は、三朝町水道事業会計に引き継ぐものとする。
- 4 この条例の施行の前日に、第7条の規定による廃止前の三朝町簡易水道等給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の三朝町水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。